

契 約 書 (案)

大分県知事 佐藤 樹一郎 (以下「甲」という。) と***** (以下「乙」という。) は、大分県 RPA ライセンス調達契約 (以下「本契約」という。) について、次のとおり契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 本契約は、乙が提供する本ライセンスを甲の使用に供し、甲が使用の対価を乙に支払うことを目的とする。

(契約対象物件等)

第2条 契約対象となる本ライセンスの明細は、別紙仕様書のとおりとする。

(契約期間)

第3条 契約期間は、契約締結の日から令和7年4月30日(水)までとする。

(納入期限)

第4条 納入期限は、令和7年4月30日(水)までとする。

(契約金額)

第5条 契約金額は、〇〇〇円(うち消費税〇〇〇円)とする。

(契約保証金)

第6条 乙は契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付する。

ただし、次の場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき(大分県契約事務規則第5条第3項第1号)。
- (2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき(大分県契約事務規則第5条第3項第3号)。

(契約金額の支払)

第7条 甲は、ライセンスの納入を受けた後、乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に契約金額を支払わなければならない。

(管理義務)

第8条 甲は、本ライセンスを善良なる管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。

(権利の移転)

第9条 甲及び乙は、本契約に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡、移転、質入れしてはならない。

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲は、損害の責めを負わないものとする。

- (1) 相手方が本契約を履行しないとき、又は履行しないおそれがあるとき。
- (2) 天災その他甲又は乙の責に帰することができない事由により、本契約を履行することができなくなったとき。
- (3) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

（損害賠償）

第11条 乙は、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を保証又は賠償する責任を負担するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額については、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の態様及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

（遅延賠償）

第12条 甲は、乙が期限までに納入できない場合は、契約金額につき遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延賠償金を徴収するものとする。

2 前項の遅延賠償金は、甲の乙に対する債務と相殺することができる。

3 甲の責めに帰する理由により、契約金額の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で、甲に対して遅延利息の支払を請求することができるものとする。

（協議）

第13条 本契約について疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議して解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

令和7年 月 日

甲 大分市大手町3丁目1番1号
大分県知事 佐藤 樹一郎

乙